

賀川豊彦とJA共済の軌跡（第4回）

賀川豊彦記念松沢資料館

嘱託講師 和田 武広

目次

- | | |
|--------------------|-----------------|
| 1. 初の全国表彰式 | 4. 賀川の「遺言」 |
| 2. 農協共済の飛躍的事業拡大 | 5. JA共済の源流をたずねて |
| 3. 各種協同組合共済事業創設と発展 | 6. 賀川豊彦から受け継ぐもの |

1. 初の全国表彰式

■招待された3人の「恩人」

全共連は、事業開始当初は建物共済と役職員団体共済のみの実施であったが、北海道・長野県共済連では既に実施していた念願の生命共済を、1952（昭和27）年度から全国的に実施することになった。この生命共済の開始は、農業共済団体と競合しないこともあり、農協共済の普及を著しく促進した。また、1952（昭和27）年10月に三重県で開催された最初の全国農協大会で、「共済事業の実施体制の整備とその全国的普及」などが採択された。こうしたことから、県共済連設立や全共連府県事務所の開設も次第に増え、1953（昭和28）年度末では、全国40都道府県で農協共済事業（うち建物共済実施36県、生命共済実施30県）が実施されることになった。

1953（昭和28）年度は、所得税法上の生命共済掛金控除が生命保険に準じて認められ、生命共済の実施県も増えた。事業実績も順調であったことから、全共連では、1954（昭和29）年6月25日、東京丸の内農林中央金庫講

堂において生命共済を中心とした優績組合の表彰式（昭和28年度生命共済優良組合表彰式）を初めて開催した。1953（昭和28）年度における生命共済新契約総額1千万円以上の挙績組合は160組合に及んだ。

全共連では、この記念すべき第1回目の全国表彰式の来賓に、3人の「農協共済の恩人」を招待した。その3人とは、宮城孝治、有馬頼寧、そして賀川豊彦であった。

宮城孝治は、共栄火災社長として協同組合保険法制化運動や全共連創立に尽力、全共連創立総会では、全共連全面支援の「歴史的祝辞」¹を行い、その言葉どおりの物心両面での支援を惜しまなかった。特に農協系統団体建物保険契約の全共連・各県共済連への全量移譲は、草創期の農協共済事業を経営面から支えた²。

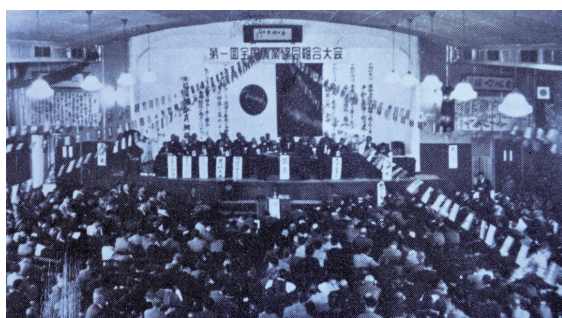
有馬頼寧は、既述の産組による三保険会社買収問題（本連載（一）、No. 152. 61～62頁参照）を振り返り、次のように挨拶した。

「いままでは共済事業というのが発達して参りませんので、農民はずいぶんのマイナス

1 『農協共済発達史』363～364頁、『共栄火災海上保険相互会社五十年史』183～184頁、『宮城孝治 虹の航跡』392～393頁、1987年、宮城孝治伝刊行会。

2 この支援に全共連元常務理事小久保武夫は「巨額の契約を、何の条件もつけずに移譲して下さったご配慮が、文字通りただごとではなかった……宮城社長の決断に、協同組合運動者の真骨頂をみて尊崇の念ひとしおでありました」（『宮城孝治 虹の航跡』381～382頁）と述べている。契約譲渡については、当初共栄火災社内からは強い抵抗もあったが、全共連・県共済連が建物共済契約のうち一定割合を共栄火災に再保険することにより、農協共済事業の急速な発展に伴い共栄火災の事業量も増えるという「共存同業」関係が生まれた。

をしていたと思う。そういう意味で私は共済事業が発達いたしましたことは、マイナスを減らす大きな効果を持つもので、非常によろこばしいと思います。ことに私は産業組合時代に保険事業について、大失敗をしており苦い経験を舐めております。今日、共済事業がこのように発達し、ことにみなさんのようなよい成績をお上げになった方が沢山でできたということは、往時をかえりみてうたた感慨無量なるものがあるのであります」³。



第1回全国農協大会（1952年10月15日）

■賀川の「エール」

賀川は来賓挨拶で、協同組合保険実現までの苦労を述懐しつつ、農協共済への熱い“思い”を込めた「エール」を送った。

「幸いにこういうかたちで共済農協連ができたのはうれしくてたまらないのです。実際は、今日はみなさんの祝賀会でもあり、保険事業では苦労した有馬さんの祝賀会でもあり（拍手）、私の祝賀会でもある（拍手）。……

農村は死亡率が高い。……農村はだんだん貧乏して、子供がどんどん死んでいっているのです。これからは、どうしても生命共済事業も大いにさかんにして、よい病院を沢山つくって、よい環境をつくって、農村の死亡率を減らすようにしなければいけない。農民の健康を増進しなければいけない。同時にまた、日本は世界一の自然災害の多いところだ。暴風雨がきたならば、すぐに二千億円はとんで

しまう。この災害の防止のためにも共済協同組合をつくらなければならぬ。そもそも大事な点は産業の振興であります。共済事業で集まった資金を活用して、農村の近代化をはからねばなりません。これは結局、永久の農村をつくろうと思ったら、生命共済をやらなければできない、その自覚をもってしっかりとって頂きたい。……

東北地方は貧乏な農村が多く、農家の子女が身売りをする。みなさんがやっておられる生命共済は、悲しいこの身売りの防止になるのです。……この共済組合運動が身売り防止の運動になる。このほかに道はありません。でなければ日本の憲法は空文になる。……

みなさんがこの共済運動をやってくれるならば、農村から貧乏はなくなるでしょう。世界の協同組合のなかで、保険事業を禁止されていたのは日本だけだったのです。高い税金や肥料代のほかに、保険会社で持ち去っていく現金のために、日本の農村は疲弊していったのです。終戦後やっと認められたこの農業協同組合の共済事業こそは、農民、農業、農村に巨大な力を生むことでしょう。みなさんの健闘を切に祈ります」³。



優績組合表彰式の来賓挨拶で熱弁をふるう賀川豊彦（写真は第3回表彰式（1956年7月13日）のもの）

3 黒川泰一『砂漠に途あり』。

2. 農協共済の飛躍的事業拡大

■金子與重郎と農協法改正

農協共済の事業拡大に伴い、競合する保険・共済団体から、農協共済が農協法の「共済規定」一項のみを根拠として事業をしていることを理由に、「農協共済は、監督機関の監督も受けていないので、早晚つぶれる」等の批判や宣伝攻勢が激しくなっていた。

全共連では、農協共済に関する農協法改正を早急に行い、保険業法や農災法と同等の客観的な国の監督規定を整備することを最優先課題とした。そして、専務理事の山中義教が、農政通の改進黨金子與重郎代議士に協力を要請、農協法改正実現に向けた動きを本格化させた。当時、与野党伯仲の複雑な政治情勢にくわえ農業共済団体関係の議員が与野党に混在するなかで、金子らは農林委員会委員のなかから超党派で農協共済に理解のある議員を個別勧誘し、長野県共済連⁴での視察・勉強会を積み重ねていった。



金子與重郎

こうして1954（昭和29）年4月、第19国会で自由・改進黨・日本自由3党の共同による農協法の一部改正案が、金子ほか16名の議員によって提案された。農協法改正案には与野党で賛否が分かれる農協中央会新設が盛り込まれていたことなどもあり、委員会での議論は紛糾したが、一部修正の上可決、5月22日衆議院本会議で可決された。

一方、参議院での審議は農業共済団体関係の議員からの反論が相次ぎ、混迷を深めた。廃案の危機のなか会期延長で審議日程を確保、衆議院議決法案を一部修正し、「農業共済団体が行う任意共済事業についても、これが健全性を確立するため適切な措置を講ずること」等の付帯決議を付して委員会で可決、6月8日の参議院本会議で可決された。しかし、衆議院の議決内容と異なるため、審議は再び衆議院本会議に移り、翌9日の衆議院本会議で参議院の修正決議は否決された。そして、当初の衆議院議決内容を再び可決し、ここに農協共済の法的整備問題が決着⁵、これにより「農協共済事業開始以来の最大の懸案が基本的に解決され、今日の農協共済事業の基盤が確立された」⁶。

金子與重郎は、重度の胃潰瘍による体調不良のなか、注射や輸血を受けながら連日連夜、委員会質疑応答や議員説得活動に奔走するなど、正に身命を賭して奮闘（法案成立4か月後に病死）した。「農協法改正は氏の尽力のたまものであった。氏は、この激務によって病状を悪化させ、死期さえ早められたが、氏の功績は農協共済事業とともに永遠に銘記されなければならない」⁶と、全共連は年史に記

4 長野県の共済事業実施検討は早く、1950年1月の全指連主催の農協共済事業促進協議会で、既に早期事業実施を表明している。以降、全共連設立とほぼ並行して教育指導連を中心に共済連設立準備を進め、1951年2月に創立総会を開催した。長野県は北海道とともに、農協共済の「先進県」として草創期の農協共済事業を牽引、「各県の相互研修のメッカ」となり、多くの県からの視察研修を受け入れた。

5 改正農協法では、従来の「農業上の災害又はその他の災害の共済に関する施設」を「共済に関する施設」と包括的な規定に変更し、共済事業の実施組合は出資組合であることや、共済規程の設定と行政庁の承認を受けることなど、保険会社や農業共済団体同様に国の監督を受けて事業を行うことが法認された。

6 全共連『農協共済発達史』。

した。その金子は、早くから賀川に心酔し、賀川が提唱する立体農業を経営にとりいれて忠実に実行するなど、賀川から大きな影響を受けていたという³。

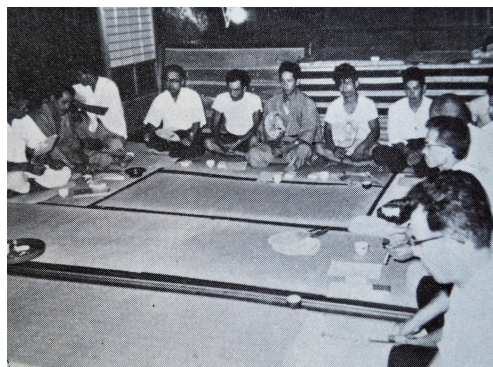
■ボーリング推進の全国展開

懸案の農協法改正による法的整備が実現し、事業実施を阻害する基本的な要因が取り除かれた全共連では、全共連府県事務所を廃止し、早急に府県共済連を設立する方針が進められた。法改正前は14道府県であった共済連は、1955（昭和30）年度末には35道府県に及び、1957（昭和32）年度末までに全都道府県（沖縄を除く）で共済連が設置された。

しかし、事業発足当初の推進方法は、一部の農協役職員が他の業務終了後に戸別訪問をして契約を勧めるという方法が中心であった。1954（昭和29）年度の、宮城県中埠農協による全戸加入・新契約1億円達成という“偉業”を機に、各地で全戸加入運動が取り組まれてはいたが、契約1件当たりの金額はまだきわめて少額であり、つきあい加入の域を脱することはなかなか容易ではなかった。

そうしたなか、ボーリング推進（集中組織推進）方式という農協ならではのユニークかつ画期的な推進方法が編み出され、1958（昭和33）年10月、全共連に新たに設けられた普及部の主導により全国展開された。これは、農協の持っている大きな組織力を一時点に集中して効率的に発揮する方式で、農協全役職員に加え、農協青年部・婦人部・各部会等の組織や地区内の各協力組織も幅広く結集し、①役員会、②推進協議会・推進大会、③一斉集落座談会、④一斉戸別訪問の手順を短期間かつ集中的に実施して、地区内の共済に対する潜在需要を広く深く掘り起し、早期予約で契約を獲得するという推進方法であり、掘り起し運動ともよばれた。

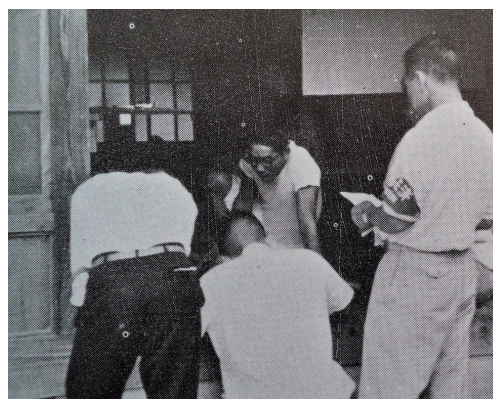
戸別訪問期間中は、広報車による巡回宣伝、



ボーリング推進（集落座談会）



ボーリング推進（農協事務所前）



ボーリング推進（一斉戸別訪問）



長期共済保有1兆円を達成！東京宝塚劇場で盛大に優績組合表彰式を挙
(1961年6月27日)

有線放送による定時放送、横断幕、懸垂幕、ポスターなどの視聴覚によるPRなど地区全体を共済一色に塗りつぶす活動が行なわれ、全共連・県共済連職員も推進期間中は連日現地に泊まり込み、農協役職員と一体となって推進指導・支援にあたった。

このボーリング推進の全国展開により事業量は飛躍的に拡大、全共連創立10年後の1961（昭和36）年6月には、長期共済保有高1兆円を達成した。

3. 各種協同組合共済事業創設と発展

協同組合保険法制化路線から、農協法「共済規定」による共済事業を“事実”によって支えていく方向への「転進」は、農協共済だけでなく、各種協同組合共済事業の創設・発展を促した。歴史の皮肉か、「『協同組合保険法』の流産が、かえって、『共済という名の保険事業』を生み、新しい日本の社会に定着させ、歴史を刻むことになる……保険業界側にしてみれば、組合保険法を葬ることで組合保険の参入阻止に形式的には成功したけれども、実質的には失敗だった」⁷ことは、現在の共済事業の興隆からも明らかである。

農協共済に続いて共済事業を実施したのは、漁業協同組合（以下、漁協）であった。1948（昭和23）年12月に制定された水産業協同組合法（以下、水協法）は、共済に関する明確な規定はなく、関連規定としては「組合員の福利厚生に関する施設」のみであったが、漁民と漁村のための共済事業実施機運が高まるなかで、議員立法で1950（昭和25）年12月に水協法が改正された。改正水協法第6章2「水産業協同組合共済会」の規定により、1951（昭和26）年1月に全国水産業協同組合共済

会（全水共）が設立され⁸、火災共済を実施した（1955年法改正で養老生命開始）。

1949（昭和24）年6月制定の中小企業等協同組合法（以下、中協法）は、水協法同様に「組合員の福利厚生に関する施設」という規定であったが、水牧茂一郎（北海道商工組合中央会会長）は、この規定で共済事業実施可能と判断し、1952（昭和27）年8月北海道共済商工協同組合（以下、北共商）を設立、火災共済を開始した。事業開始直後、類似保険疑いで大蔵省保険課の現地調査を受けるが、水牧は「共済と保険は違う」との持論を展開して大蔵省の業法違反指摘を回避（大蔵省が北海道共済連に続いて、北共商調査でも「保険業法違反」と断定できなかったのは、当時の保険業法に「保険の定義」が明記されていなかったことが大きい）、1955（昭和30）年には全国共済商工協同組合連合会（全済連）を設立した。そして1957（昭和32）年の中協法一部改正で火災共済協同組合が法認され、1960（昭和35）年4月に全日本火災共済協同組合連合会（日火連）が設立された。

日本生活協同組合連合会（以下、日本生協連）の前身組織である日本協同組合同盟は、その綱領第3項に「我等は労働者、農漁民による自主的金融機関の設立と高度なる協同社会保険の確立を期す」を掲げ、協同組合による保険事業の実現をめざした。また賀川は、生協に保険事業を認めるようGHQとの直接交渉も行ったが、1948（昭和23）年7月制定の消費生活協同組合法（以下、生協法）では信用・保険事業は認められず、「組合員の生活の共済を図る事業」との規定が設けられた。

生協法による共済の範囲は幅広く、A. 労働者共済（全労済等）、B. 地域生協共済、C.

7 坂井幸二郎『共済事業の歴史』。

8 漁協における共済事業の実施が、農協共済のような「単協元受けー連合会再共済」方式でなかったのは、GHQの占領政策による連合会の規模規制があったことによる。このため、漁協等が会員となって全国単一の組織体をつくり、共済事業を行うという共済会方式がとられた。1983年法改正で、全水共は再共済団体として全国共済水産業協同組合連合会（共水連）に改組され、共済の漁協元受けを開始した。

職域生協共済、D. 県民共済（全国生協連）、E. 大学生協共済、F. 日本生協連の共済（コープ共済連）に分類される⁷。その代表的存在である労働者共済は、戦後の労働組合運動の福祉活動のなかで芽生え、育った。その前駆的なものとして、1949（昭和24）年に野田醤油生協が生命共済と火災共済（保険数理にもとづかない相互扶助的な小口共済）を開始し、各方面から注目された。1950（昭和25）年に労働者の福祉事業を担う労働組合福祉対策中央協議会（中央福対協、1949年中央物対協を改組）が結成され（1964年中央労福協に改称）、1954（昭和29）年12月に、大阪福対協が設立した生協組織による全大阪労働者共済生活協同組合（大阪労済）が火災共済を開始した。

大阪に続いて新潟、富山、長野など各地で労済組織による火災共済事業開始が続いたが、新潟・魚津大火などによる経営危機の教訓から、1957（昭和32）年9月に18都道府県労済で全国労働者共済生活協同組合連合会（以下、労済連）が結成された（賀川は労済連顧問に就任）。その後労済連は1964（昭和39）年の埼玉県を最後に全国化（沖縄除く）が完成、1976（昭和51）年略称を全労済へ変更、こくみん共済開始など事業種類を増やし発展した。

こうした協同組合共済事業の広がりに対し、共済事業そのものを否認することは困難と判断した大蔵省は、協同組合保険を小規模に限定して認めた上で厳しく監督していく方向へと転じ、1953（昭和28）年1月に「協同組合の保険事業に関する法律要綱（案）」を関係省庁に提示、国会提出をめざした。これに対し、全共連を中心とした共済事業を行う関係24団体による全国共済団体連合協議会が結成され、直ちに法案に対する反対決議を採択するとともに、広範な反対運動を展開して「協同組合保険法案」の国会提出を阻止した。

4. 賀川の「遺言」

1959（昭和34）年1月、徳島県共済連での講演と教会伝道のため、賀川は持病悪化の体調不良のなか四国に旅立ったが、途上で倒れた。その後療養の甲斐なく1960（昭和35）年4月23日、波瀾に満ちた71年余の生涯を閉じた。全共連月刊誌『農協の共済（昭和35年8月号）』には黒川泰一（当時、全共連参事）の追悼文が掲載され、賀川の「遺言」が紹介された。

「昭和二十三年、東京上北沢の自宅の庭において、武蔵野の初夏の太陽が輝くもとで、賀川先生の伝道生活四十年記念と還暦の感謝祈祷会がひらかれました。集まった二百余名の弟子たちに、『これは私の遺言です』といわれて、十項目ばかりの「遺言」が先生の口からしずかに語られました。その遺言のなかで、日本の協同組合運動の強化とそのなかでも、まだ残されている協同組合保険の実現について、とくに諸君の努力を望むと述べられ、その熱をおびた先生の声は印象的でありました。

『保険というものはその本質上、協同組合化せられるべきものだ。……協同組合がもつ道徳的自粛力と、その非搾取的精神と共愛互助の機構そのものが、保険の根本的精神と一致する。ロッヂデールの兄弟たちによって旗あげた協同組合運動は、ドイツに入って、ライフアイゼンを起たしめた。……世界三十五ヵ国の協同組合は、保険をとり入れることによってはじめて、自由に大空を飛躍する翼をあたえられた。』

先生は……有馬、千石氏らを説きつけて、産業組合をして保険会社買収に踏み切らせ……戦後……金融制度調査会の委員に任命されるや、『協同組合こそ、荒廃した日本を救うものであり、組合に保険をゆるすことがその基礎工事となるのだ』とつよく主張……しかし、……ついに陽の目をみるにいたりませんでし

た。

しかるに、その後成立した農協法をはじめ、各種協同組合法に『共済』として挿入され、先生多年の念願はその実を結びました。

各府県共済連の共済推進には、ずいぶん無理をされながらも、何よりもよろこんで出かけられました。そして、徳島県の推進におもむかれる途中、ついに倒れられてそれが最後となりました。……

全国表彰式にも、あの情熱をもって語られた先生の崇高な姿を、二度と再びわれわれは見るができなくなりました。だが、私どもの心のなかに焼きついた先生の姿とその言葉は、永遠に消えることはないでしょう。



賀川伝道40周年記念感謝祈祷会（於松沢教会）での賀川夫妻

5. J A 共済の源流をたずねて

■「J A 共済の父」としての“存在感”と“温度差”

賀川が種をまき、愛しみ育てた J A 共済をはじめとする日本の協同組合共済事業は、「大空を飛躍する翼をあたえられ」大きく育った。しかし、賀川がめざした共済事業は「もっと深いものがあつた」⁹という。

賀川は、「健康保険や失業保険等社会保険全般に加え、生命保険や損害保険等も『道徳的自粛力とその非搾取的精神とその共愛互助の機構』をもつ協同組合が一体的に運営することで、事業コストは軽減されるうえにモラルリスクも排除される、また生命保険による長期安定資金の獲得で組合経営を安定させるとともに、その資金を、病院・予防医学施設建設等への投資など『生活の根本問題解決』のために幅広く活用することで、人々のリスクは軽減され死亡率は低減、貧困防止と生活向上が図られ、『友愛（兄弟愛）の経済』が実現できると考えた」¹⁰。そして、その「賀川が描く社会構想における保険＝共済の重要性は疑いようのないもの」¹¹であった。

ところが、ここである疑問がある。

一つは、賀川研究や賀川伝記・評伝等における「J A 共済の父」としての“存在感”の問題である。例えば、数ある賀川の伝記・評伝等をみても、そのほとんどに、賀川と消費組合（生協）運動等との関わりについては、何らかの形で記述されているが、協同組合保険、あるいは J A（農協）共済との関わりについて記述されている著作は、驚くほど少ない。ちなみに、筆者がこれまでに読んだ賀川

9 黒川泰一は「賀川先生の言っている共済はもっと深いものがあります。先生は共済の社会組織というものをつくろうとしています。みんな地域共済の網の目の中に入って個人が浮き上らないようにしようという考え方です。」と述懐している（『農協共済草創物語』59頁）。

10 和田武広『賀川豊彦の協同組合保険（共済）思想に学ぶ』、『生活協同組合研究（2017. 9 Vol. 500）』所収63頁。2017年、公益財団法人生協総合研究所。

11 伊丹謙太郎『協同組合・共済事業の原点を考える ―賀川豊彦の思いと活動から』、『平成29年度日本共済協会セミナー』講演レジュメ62頁。

の代表的伝記・評伝計15冊のうち、協同組合保険やJA（農協）共済との関わりについて何らかの形で触れている著作は、わずか3冊（うち2冊は家の光協会刊）のみであった。

もう一つの疑問は、前述の問題と相互に関連している部分もあると思うが、「JA共済の父」とも、「生協の父」ともいわれる賀川の、それぞれの組織内における「事業の父」としての“温度差”の問題である。

例えば、「賀川豊彦 協同組合」のキーワードでネット検索をすると、生協関係のホームページやブログ記事が数多くヒットする。また、筆者が賀川豊彦記念松沢資料館嘱託講師として活動するなかでは、賀川関連の各種研修会・講演会・イベント等への生協関係者の積極的な参加が目を引く。これは、あくまで筆者の個人的見解ではあるが、「JA共済の父」としての組織内への認識度、浸透度については、生協組織との一定の“温度差”を感じざるを得ない。

この“温度差”は、消費組合長や日本生協連会長などを務めた生協組織と、JA組織では全共連顧問のみという組織運営への関り度合いも影響していると思うが、大きな要因の一つとして筆者が考えているのは、「JA共済の父」と「JA共済の源流」が直接リンクしていない、つまり、JA共済は賀川が中心となって展開した戦前の産組時代からの協同組合保険運動がルーツではなく、「農協共済のルーツは北見」¹²という認識が、JA系統組織内では、相当程度に浸透しているという問題である。

このため、北海道・北見での共済事業に直接関わっていない賀川が、実は「JA共済の

父」である、という論理が、どうも、しっかりと噛み合わないということにもつながっているのではないだろうか。実は筆者自身が、賀川とJA共済の歴史を調べるまでは、そうした違和感・疑問を抱いていた。

「JA共済の源流」を論じることは、「日本の協同組合共済事業の源流」にもつながる。そこで、「JA共済の源流論」について考えてみたい。

■「JA共済の源流論」考

JA共済の源流が北海道・北見であるとする説は、「戦後の新しい農協設立の過程において、共済事業への進出に北海道以外は無関心であった」¹³を主な論拠としている。

筆者は、北海道・北見の共済・保険運動面での先進性、そして、全国に先駆けて共済連を設立し、孤立無援の厳しい状況のなかで農協共済事業の“橋頭保”を築き、全国展開を成功させた北海道共済連の功績に対する評価と敬意の念は全く変わらないが、前述の「北海道・北見源流論」には、次の点で疑問がある。

第1点目は「北海道以外は無関心」という点であるが、北海道の動きとは別に、鹿児島県販売連の木場秀雄が、農協法「共済規定」を根拠とする共済事業を独自に研究・開発し、九州地区において農協共済事業の独自の動きがあった事実や、農林省の「二枚看板方式」方針のもと、北海道共済連設立に続いて数県で共済連設立の動きがあったとする関係者証言等とも矛盾する（本連載（二）、No.153、28～29頁参照）。

さらに、共済連設立の動きが具体化しなか

12 『JA共済 創業期の記録 ―いま、原点をふりかえる』20頁、2012年、全共連。

13 「農協共済のルーツについては議論のあるところだが、戦前の産業組合運動が多年の悲願であった保険事業への進出を、保険会社買収により実現しようとした運動をルーツとみる見方がある。これについては、もしルーツがそうであるなら、戦後の新しい農協設立の過程において、共済事業への進出に北海道以外は無関心であった事実と矛盾するように思われる。以下に述べるのは、農協共済のルーツの地が北海道・北見であるとする説である」（『JA北海道共済連五十年史』4頁、1998年）。

った他の府県は、共済事業の進出に関心がなかったのではなく、『長野県共済連三十年史』が「農協法『共済規定』による共済事業実施を検討しなかったのは、全指連等の見解・指導によるものであった」旨を記しているように、全指連等「中央」の「共済規定」で実施できるのは見舞金程度までという見解・指導が強い「縛り」となり、具体的な動きに至らなかったものであると考えられる。

第2点目は、戦前からの産組を中心とする協同組合保険運動の歴史・実績と、その影響力についての評価である。

産組時代からの協同組合保険運動と戦後誕生した農協共済事業は、「別ルートかつ非連続」であるとする見方は、これまで本連載でみてきた、協同組合保険運動による産組・農協系統組織、および農村内における保険・共済思想の浸透とその影響力（農業保険組合関係者や農林省官僚等にも影響）、協同組合保険研究会等の農協共済事業への合流と全面協力、産組北海道支会での「経営共済」の実施実績、および共栄火災の設立と農協共済事業への全面支援等についての過小評価につながらないだろうか。

北海道共済連創立時メンバーの横田勝房（北海道共済連元参事）が、共済連OB座談会（『農協共済草創物語』所収）で「私は産業組合運動のなかで協同組合保険的な願望が強かったことが共済事業の真の源流だと考えています。農災（農業共済団体のこと。※著者注）の方が先行し、農災側だけに任意共済事業に対する実施意欲があったとすることは誤りで、農業保険組合や家畜保険組合も含めて広範な農村における協同組合運動としての産業組合活動のなかで、協同組合保険をとり入りたいという願望が強かったと捉えることが正しいと思います。それは賀川先生の運動のなかにも見られますし、保険会社の買収や共栄火災保険会社の設立のなかに現れてきてい

ます」と述べているように、北海道で始まった農協共済は、「産業組合時代からの保険運動の、『共済』という形での結実である」⁷とみるべきではないだろうか。

「相互扶助の思念は、人類にとって殆ど本質的なもの」であり、その協同組合の基本理念でもある相互扶助の精神を、近代的保険技術を取り入れた協同組合保険＝共済によって協同組合運動の核にしようとした、賀川豊彦をはじめとする産業組合関係者による粘り強い運動は、保険業法等を盾とする「厚い壁」に何度も阻まれ、戦後になってもついに陽の目をみることができなかった。

しかし、その思想と情熱、そして協同組合保険実現に向けた強い意志は、「厚い壁」の下で、噴火口をもとめ、マグマのように、煮えたぎっていた。

そこに、戦後、制定された農協法「共済規定」を足がかりとして、「北見の共済」を発端とする農協共済事業が北海道で誕生、この歴史的な「突破口」が開かれたことにより、協同組合保険運動は、大胆かつ、したたかな「戦術転換」を行い、中央と地方の協同組合保険・共済運動を大同団結し全共連を設立、一気に、燎原の火の如く、農協共済運動が全国を席卷することになった、というのがJA共済の源流（＝日本の協同組合共済事業の源流）についての筆者の見解であるが、どうであろうか。

6. 賀川豊彦から受け継ぐもの

2017（平成29）年7月7日、第95回国際協同組合デー記念中央集会（日本協同組合連絡協議会と国際協同組合年記念協同組合全国協議会との共催）が都内で開催された。今年のテーマは、「協同組合はだれも取り残されない社会を実現します～賀川豊彦から持続可能な開発目標（SDGs）へ～」であった。

SDGs（持続可能な開発目標）¹⁴を「ふたこと」でいえば、①世界から貧困をなくすこと、

②「つづかない」世界を「つづく」世界に変える、ということであり、その実践の一つ一つが、協同組合・市民社会の活動に根差している。記念集会では、SDGsの「誰ひとり取り残さない」という精神と賀川思想との共通性に焦点を当て、協同組合の原点としての賀川豊彦から、協同組合の現在、未来を考えようということが議論された。

新自由主義の猛威がもたらした「格差」「貧困」「分断」が深刻な社会問題となるなか、いま、賀川思想と実践に学ぼうとするうごきが広がりつつある。

賀川は、「最高の理念、人格、理想、目的を根底とする」¹⁴協同組合による理想社会の建設をめざした。そして「保険というものは、その本質上どうしても協同組合化せらるべきものである」¹⁵として、協同組合の“核”としての協同組合保険（共済）の実現と発展に奮闘した。その賀川の熱き“思い”から、いま、私たちは何を受け継ぐべきであろうか。

最後に、1982（昭和57）年の出版ではあるが、いまでも示唆に富む著作の一文を紹介して本連載を閉じたい。農民および農協運動の立場から、賀川伝記小説『一粒の麦は死すともー賀川豊彦ー』を執筆した「農民作家」薄井清の同著「あとがき」である。

「いま読み返して思うのは、農業協同組合は戦後にマッカーサーからあたえられたものではなくて、賀川豊彦を含めた産業組合運動家たちが、血みどろの戦いの末に勝ちとった組織である、という感慨である。……

いま……農協は一つの岐路に立たされている。賀川豊彦が生きていたら、どのようなアドバイスがあるか興味のあるところだが、それは不可能である。本書に描かれた“農協の父”といえる偉人の生きざまをとおして、農

協運動の原点をさぐり、新たな農協運動展開の糧となればというのが、著者としての、祈りであり、願いである」。



賀川豊彦

【主要参考文献】

- ・全共連『農協共済発達史ー全共連十五周年記念ー』、1967年。
- ・全国共友会『農協共済草創物語ー熱血の思い出ー』、1983年。
- ・坂井幸二郎『共済事業の歴史』、2002年、日本共済協会。
- ・山中義教『全共連を築くまで』、1981年、毎日新聞社。
- ・黒川泰一『砂漠に途あり』、1975年、家の光協会。
- ・和田武広『JA共済の源流をたずねてー賀川豊彦とJA共済ー』、2017年、全共連。

【写真提供協力】

賀川豊彦記念松沢資料館
全国農業協同組合中央会協同組合図書資料センター
全国共済農業協同組合連合会

（おわり）

14 SDGsとは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015年9月の国連サミットで採択された、国連加盟193か国が2016年～2030年の15年間で達成するために掲げた目標。

15 賀川豊彦『新協同組合要論』、『賀川豊彦全集・第11巻』所収、1963年、キリスト新聞社。